

# 東伏見小学校

(令和4年度) 通学路における  
点検箇所及び対応の方向性について

| 町名  | 丁目  | 番     |
|-----|-----|-------|
| 東伏見 | 1~6 | 全域    |
|     | 4   | 全域    |
| 富士町 | 5   | 5~7   |
|     | 1   | 全域    |
| 柳沢  | 2   | 1・2・7 |
|     | 3   | 1     |
|     | 6   | 1~6   |
|     |     |       |

## 地点1 東伏見6-1 (弥生橋)

手すり同士間に子どもが入れるくらい隙間があり、川に転落する危険性がある。

- > 児童への交通安全指導を徹底する。
- > 手すりの隙間を埋める対策を依頼する。

## 地点2 東伏見6-10付近

歩道橋が工事で通行不可となった場合、通学路になる可能性があるが、交通量が多く、車両と接触する危険性がある。

- > 児童への交通安全指導を徹底する。
- > パトロールの強化を田無警察署に依頼する。
- > 交通誘導員の配置を都と調整する。

## 地点3 東伏見5-4付近 (歩道橋)

雨の日・雪の日は滑りやすく転落する危険性がある。歩道橋を降りた場所で自転車と接触する危険性がある。

- > 滑り止めの設置を都に依頼した。
- > 自転車に対する注意喚起の路面標示の設置を都に依頼する。

## 地点4 柳沢1-4付近

路側線が薄くなっている。

- > 路側線の再溶着を検討する。

## 地点5 富士町5-7付近

坂道で速度の速い自転車が多く通り、接触する危険性がある。

- > 自転車に対する注意喚起の看板を設置した。

## 地点6 東伏見2-3付近

道幅が狭い道だが交通量が多く、車両と接触する危険性がある。

- > T字の再溶着を検討する。
- > 車両に対する注意喚起の電柱幕を設置した。

